



福岡県医発第 888 号（地）

平成 24 年 6 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

夏季の節電対策としての昼休み時間の変更について

福岡県では、今夏の厳しい電力需給見通しを受けて、6月4日に「福岡県節電対策方針（平成 24 年度夏季）」を決定し、自ら率先して取り組む節電対策の一環として、昼休みの時間の変更について、福岡県保健医療介護部介護保険課長より各介護サービス事業所に対して別紙のとおり通知した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、ご協力賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 実施期間

平成 24 年 7 月 2 日（月）～9 月 7 日（金）

2 実施内容

県庁行政棟（福岡市東公園）の昼休み時間を電力消費量のピーク時間帯に変更

【通常】12 時～13 時 → 【変更後】13 時～14 時

出先機関（保健福祉（環境）事務所等）の昼休み時間の変更はありませんのでご注意ください。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(公印省略)

24介第781号

平成24年6月20日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

夏季の節電対策としての昼休み時間の変更について(依頼)

この度、本県では、今夏の厳しい電力需給見通しを受けて、6月4日に「福岡県節電対策方針(平成24年度夏季)」を決定し、自ら率先して取り組む節電対策の一環として、下記のとおり、昼休み時間を変更することとしました。

期間中、何かとご不便をおかけすることとは存じますが、取組の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、各介護サービス事業所には、別添のとおり当課から通知しています。

記

1 実施期間

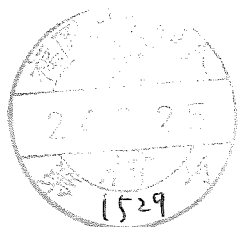
平成24年7月2日(月)～9月7日(金)

2 実施内容

県庁行政棟(福岡市東公園)の昼休み時間を電力消費量のピーク時間帯に変更します。

(通常) 12時～13時 → (変更後) 13時～14時

出先機関(保健福祉(環境)事務所等)の昼休み時間は変更しませんので、ご注意ください。



公印省略

24総政第807号

平成24年6月4日

各位

福岡県緊急節電対策本部長

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県節電対策方針の決定及び節電対策の推進について

本県では、去る5月18日、政府により「今夏の電力需給見通し」が示されたことから、「福岡県緊急節電対策本部」会議を開催し、今夏の節電対策について検討を進めて参りましたが、本日の第2回本部会議において、別添のとおり、「福岡県節電対策方針（平成24年度夏季）」を決定し、取組みを開始することといたしました。

今後は、県自ら率先して節電対策に取り組むとともに、本対策方針に示された内容を、市町村、事業者及び県民の方々にお知らせし、県民生活や経済活動に大きな影響が生じない範囲で節電に取り組んでいただきたいと思います。

つきましては、本対策方針に基づく節電にご協力いただきますとともに、貴団体に参加していただける事業者等の方々に対し本対策方針及び関係情報を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 政府決定による電力に係る需要抑制目標（節電目標）

(1) 目標数値 (2) に定める期間・時間帯における使用最大電力を
平成22年比10%以上の節電

(2) 設定期間 平成24年7月2日～平成24年9月7日の 平日9時～20時
(8月13日～8月15日を除く)

※ 上記のほか、平成24年9月10日～平成24年9月28日の平日
9時～20時は、数値目標は設定されておりませんが、全国的に節電が
要請されています。

(3) その他 詳細は、以下URLから、第8回エネルギー・環境会議の配布資料をご
確認ください。

http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01_08.html

2 平成24年度 第2回 福岡県緊急節電対策本部

(1) 開催日 平成24年6月4日

(2) 本部長 福岡県副知事 服部 誠太郎

(3) その他 開催結果は、以下URLからご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f17/setsuden9.html>

<添付資料>

1. 福岡県節電対策方針（平成24年度夏季）

2. 福岡県節電対策方針（平成24年度夏季・概要版）

3. 「ふくおか省エネ・節電県民運動（事業所編）」（パンフレット）

4. 「ふくおか省エネ・節電県民運動（県民編）」（パンフレット）

※パンフレットが必要な場合は個別に送付しますので、

県庁 環境保全課 地球温暖化対策係<TEL 092-643-3356>へご連絡ください。

※県民運動への参加方法等については、以下URLの「ふくおかエコライフ応援サイト」をご参照ください。

<http://www.ecofukuoka.jp/setsuden/4862.html>

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局 甲斐・藤木

（企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

TEL 092-643-3148, FAX 092-643-3160

E-mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県節電対策方針

(平成24年度夏季)

平成24年6月4日

福岡県緊急節電対策本部

目 次

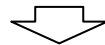
1. 政府における今夏の電力需給見通し.....	1
2. 節電対策の目的.....	2
3. 節電対策の基本方針.....	3
4. 節電対策の取組み.....	5
(取組み1) 県から九州電力(株)への要請.....	5
(取組み2) 県自らの率先した節電対策.....	6
(取組み3) 事業者における節電対策.....	12
(取組み4) 県民(家庭)における節電対策.....	18
(取組み5) 県民・事業者への速やかな情報提供.....	21
(取組み6) 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進.....	22
(取組み7) その他の取組み.....	22
5. 大規模停電・計画停電に対応できる危機管理体制の構築.....	23

1. 政府における今夏の電力需給見通し

平成24年5月18日、政府の電力需給に関する検討会合、エネルギー・環境会議において、九州電力管内における今夏の電力需給見通しが示された。(表1)

(表1) 九州電力管内における今夏の電力需給見通し

(単位：万kW、発電端)	6月下旬	7月	8月	9月上旬
供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	46 (3.3%)	▲75 (▲4.6%)	▲60 (▲3.7%)	▲74 (▲4.6%)
最大電力需要	1,386	1,634	1,634	1,583
供給力	1,432	1,560	1,574	1,510



[上記に加え随時調整契約の発動による需要減(実効量24万kW)を見込んだ場合]

供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	—	▲51 (▲3.1%)	▲36 (▲2.2%)	▲50 (▲3.2%)
-----------------------	---	----------------	----------------	----------------

出典：九州電力(株)資料

今夏の電力需給見通しを受けて、政府は、九州電力管内に平成24年7月2日～平成24年9月7日の平日(8月13日～8月15日を除く)9時～20時において、使用最大電力を一昨年比(平成22年比)10%以上抑制する節電目標を設定した。

また、政府は、全国共通の取組として7月2日～9月28日の平日(8月13日～8月15日を除く)の9時～20時において『数値目標を伴わない節電』を要請し、加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝(7時～9時)や夜(20時～25時)の時間帯においても、揚水発電の供給力を増やす観点から、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での消費電力の抑制を求めている。

今夏においては、「電力使用制限令の発動」は予定されていないが、大規模な電源の脱落等、万が一に備え、計画停電の準備を進めておくこととされた。

※ 一昨年比10%以上の考え方

安定的な電力供給のためには、供給予備率として最低3%の確保が必要とされており、これを下回ると停電の恐れがある場合として、政府から「電力需給逼迫警報」が発令され、全ての需要家に対して一層の節電を要請することとされている。

8月の▲2.2%の供給力不足に対し、最低限必要な3%以上の供給予備率を確保するためには、需給両面の対策が5%程度以上必要となる。

これに対し、九州電力による広域的な電力会社間の協調などを含めた供給対策による2%の供給力増を見込み、需要家としては、「昨年夏における節電の取組みから、さらに▲3%程度以上」を目標とした節電が必要となる。

上記数値目標は、昨年夏、全体としてすでに▲7%程度の節電がなされていたことを踏まえると、特に節電を意識していなかった一昨年からは、全体として▲10%程度以上の節電に相当する。

2. 節電対策の目的

電力需給逼迫による停電の発生を回避するため、経済産業省及び九州電力（株）から福岡県に対し、節電対策に関する協力要請があった。

これを受けて福岡県においては、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、平成23年度の取組の成果（表2，3）を踏まえ、県民、事業者、行政が一体となって節電対策に取り組むとともに、万が一の大規模停電等の事態に対処して、県民の安全の確保を図るため、県の危機管理体制を強化することとした。

（表2）九州電力管内における昨年夏、一昨年夏の時間最大電力（最大3日平均）

（単位：万kW、発電端）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）	
時間最大電力 （最大3日平均）	1,537	1,730	▲193	気温影響：▲80
				節電影響：▲123
				景気影響等：+10

出典：九州電力（株）資料

（表3）昨年・一昨年7～9月の九州電力管内及び福岡県内における販売電力量

（単位：億kWh）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）
九州電力管内	229.0	239.5	▲10.5（▲4.4％）
福岡県内	85.6	90.7	▲5.1（▲5.6％）

注）前年差における割合は、前年差÷（H22年の販売電力量）で得られた値

出典：九州電力（株）提供資料による推計値

3. 節電対策の基本方針

(1) 節電対策の目標

電力需給逼迫による県民生活や県内経済活動への影響を最小化するため、県民、事業者、行政の各主体が節電対策を行うことにより、本県内において使用最大電力（kW）を一昨年比10%以上抑制することを目指す。

また、今夏の取組みを通じ、「無理のない範囲での節電」の定着を図ることにより、冬以降の電力需給の安定を目指す。

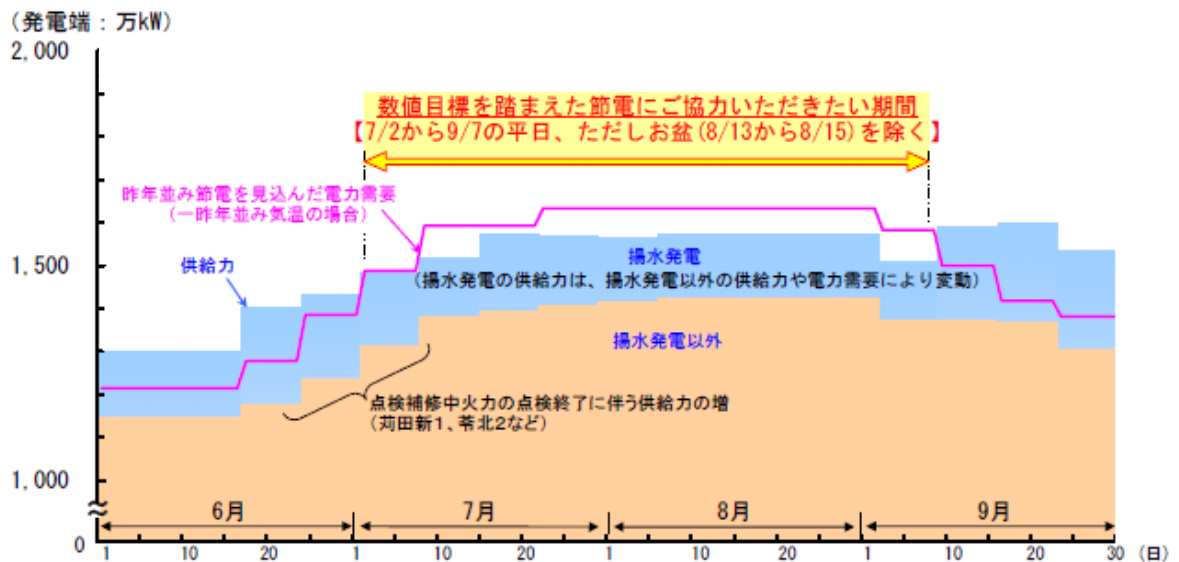
(2) 節電対策の概要（図1、2、表4参照）

ア 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」においては、県自らが率先した節電に取り組むとともに、各主体に対し節電対策を要請する。（6～20ページ参照）

特に電力需要がピークとなる13時～17時については、積極的な節電対策を要請する。

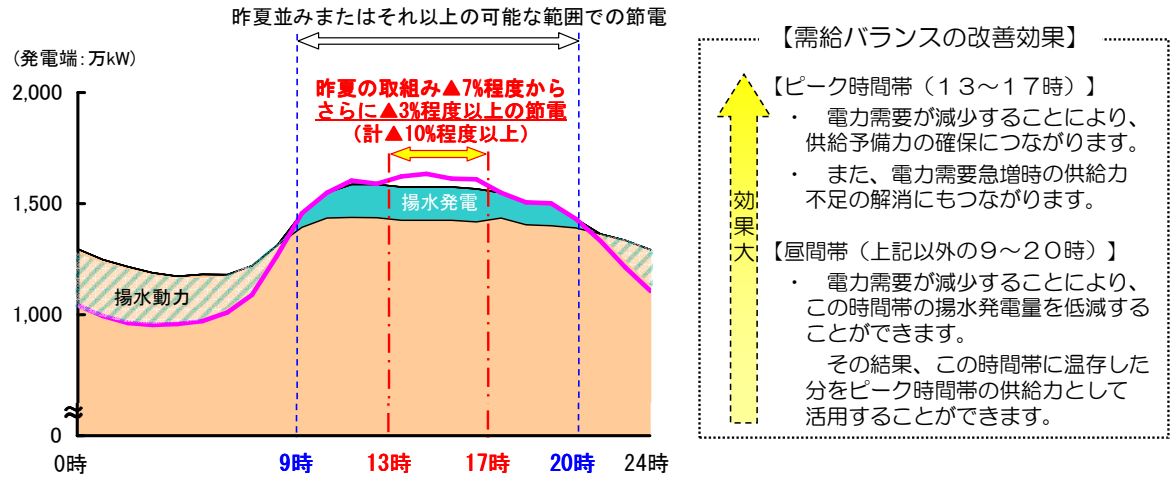
イ 数値目標の設定されない節電期間である「平成24年9月10日～平成24年9月28日の平日9時～20時」においては、県自らが率先した節電に継続して取り組むとともに、各主体に対し家庭生活及び経済活動に支障のない範囲で自主的な節電対策（照明・空調機器等の節電など）を要請する。

（図1）節電要請期間における電力需給ギャップについて



出典：九州電力（株）資料

(図 2) 需給バランスの改善効果について



出典：九州電力（株）資料

(表 4) 節電対策の期間・時間帯

	0:00 ～ 9:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	20:00 ～ 24:00
平成 24 年 7 月 2 日～ 9 月 7 日の平日 (8 月 13 日～15 日を除く)		使用最大電力を 平成 22 年比 10%以上抑制 (九州電力管内の数値目標)			
		節電対策が特に 必要な時間帯			
平成 24 年 9 月 10 日～ 9 月 28 日の平日		数値目標を設定しない 自主的な節電対策期間			

(注) 早朝（7時～9時）や夜（20時～25時）の時間帯においても、県民生活や経済活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する（全国共通の取組み）。

4. 節電対策の取組み

(取組み1) 県から九州電力(株)への要請

(1) 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ① 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ② 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ③ 発電所のトラブルによる大規模停電・計画停電等に備え、予め想定される状況及び対応方針を県に説明するとともに、県民生活や県内経済活動に大きな影響が生じないように十分な準備を行うこと。

特に、政府の今夏の電力需給対策において、万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に影響をできる限り緩和することとされている下記の施設については、事前に施設名を明示して影響緩和措置の内容に関する周知を十分に行い、県民が適切な対応をとれるよう最大限の取組みを行うこと。

- ・ 医療機関等の緊急かつ直接的に人命に関わる施設
- ・ 国の安全保障上極めて重要な施設
- ・ 国や経済の基幹的機能を有する施設
(鉄道・航空、金融システム等、停電が生じた場合広い範囲にわたって甚大な影響を及ぼしかねない施設)

(取組み２) 県自らの率先した節電対策

取組み２－① 基本的な考え方

平成２３年度の成果（表５，６）を踏まえ、平成２４年７月～９月の電気使用量を一昨年比１４％以上（昨年比３％以上）抑制することを目標とする。

全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、従来から取り組んでいる省エネルギー・節電対策を「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で強化・徹底するとともに、ピークカットに有効な対策に積極的に取り組む。

(表５) 昨夏（平成２３年６月から９月）の県機関における節電実績

	６月	７月	８月	９月	６～９月合計	７～９月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲ ８％	▲ １０％	▲ １４％	▲ １４％	▲ １２％	▲ １２％
行政棟	▲ １８％	▲ １８％	▲ １９％	▲ ２０％	▲ １９％	▲ １９％
行政棟以外	▲ ５％	▲ ７％	▲ １２％	▲ １２％	▲ ９％	▲ １０％
教育庁	４％	▲ ５％	▲ １３％	▲ ９％	▲ ６％	▲ ９％
警察	▲ １０％	▲ １２％	▲ １５％	▲ １５％	▲ １３％	▲ １４％
合計	▲ ４％	▲ ８％	▲ １４％	▲ １２％	▲ １０％	▲ １１％

(表６) 昨冬（平成２３年１２月から２４年３月）の県機関における節電実績 うるう補正あり

	１２月	１月	２月	３月	１２～３月合計	１２～３月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲ ９％	▲ １１％	１％	▲ １０％	▲ ７％	▲ ８％
行政棟	▲ １７％	▲ １８％	▲ ６％	▲ １２％	▲ １３％	▲ １４％
行政棟以外	▲ ６％	▲ ９％	３％	▲ ９％	▲ ６％	▲ ６％
教育庁	▲ ４％	▲ ８％	７％	▲ ３％	▲ ２％	▲ ３％
警察	▲ １１％	▲ １４％	▲ ３％	▲ ８％	▲ ９％	▲ １０％
合計	▲ ７％	▲ １１％	２％	▲ ７％	▲ ６％	▲ ７％

(注) 平成２３年度の本県の省エネ・節電対策の成果について、６月から９月までの夏期においては、従来から取り組んできた省エネ・節電対策の強化・徹底を図ることで、前年同期比１０％の削減を達成した。

１２月から翌年３月までの冬期においては、空調管理の徹底、照明の省エネ化、照明やエレベータの間引き等を実施することで、前年同期比６％の削減となった。

平成２４年２月については、前年と比較して寒さが非常に厳しく空調負荷が増大したこと、及びうるう年と祝日の関係で前年度と比較して開庁日が２日増えていることが大きく影響し、前年度比で電気使用量が増加した。

取組み2－② 県機関における取組み

県機関における「省エネ・節電対策」及び「ピークカット対策」として、電力需給の状況等を考慮し、以下の対策メニューを段階的に講じる。

対策	No.	対策メニュー	◎◇○ ：：： 新拡継 規充続	通常時	(13時～17時) ピーク時間帯	(電力使用率95%超) 厳しい需給状況	(電力使用率97%超) 大変厳しい需給状況
省エネ・節電対策	(1)	空調管理の徹底	○				
	(2)	エレベータの稼働台数の削減	○				
	(3)	冷水器の使用中止・撤去	○				
	(4)	昼休みの消灯等の徹底	○				
	(5)	パソコンの消費電力の削減	○				
	(6)	待機電力削減の徹底	○				
	(7)	職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化	○				
	(8)	庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請	○				
	(9)	庁舎・施設内の照明の間引き	◇				
	(10)	クールビズの前倒し実施	◇				
	(11)	時間外勤務縮減の取組強化	◇	期間を通じ、一層の縮減に取り組む			
	(12)	グリーンカーテンの導入	◎				
	(13)	給排気ファンの稼働時間の短縮	◎				
	(14)	マイボトル運動の推進	◎				
	(15)	県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施	◎	個々の事業計画の中で前倒しを図る			
ピークカット対策	(1)	本庁行政棟における昼休み時間の変更	◎				
	(2)	県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施	◎				
	(3)	コピー機・プリンターの使用台数の削減	◎				
	(4)	電気ポット等の使用停止	◎				
	(5)	更なるピークカット対策の実施	◎				
	(6)	県有施設における九州電力との節電割引契約の締結	◎	節電期間開始前までに契約締結を進める			

【省エネ・節電対策】

- (1) 空調管理の徹底
 - ・ 設定温度 28℃を徹底する。
 - ・ ブラインドの適切な調整により、冷気を逃がさないようにする。

- (2) エレベータの稼働台数の削減
 - ・ 利用頻度に応じたエレベータの稼働台数削減を継続する。

(表 7) 本庁舎行政棟エレベータ (全 12 台) の稼働台数削減例

8:00 ～ 9:00	稼働台数 8 台	(4 台×2ヶ所)
9:00 ～ 21:00	〃 6 台	(3 台×2ヶ所)
21:00 ～ 翌 8:00	〃 2 台	(1 台×2ヶ所)

(表 8) 警察本部庁舎エレベーター (全 7 台) の稼働台数削減例

7:00 ～ 20:00	稼働台数 5 台 (閉庁日 3 台)
20:00 ～ 7:00	〃 2 台

- (3) 冷水器の使用中止・撤去
 - ・ 庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で引き続き使用を中止する（行政棟においては 15 台撤去済み）。
- (4) 昼休みの消灯等の徹底
 - ・ 職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
 - ・ パソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
 - ・ コピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。
- (5) パソコンの消費電力の削減
 - ・ 席を離れるなどして一定時間パソコンが未使用状態になった場合、自動的に省電力モードに切り換える。
 - ・ 業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

知事部局における省電力モードへの切り換え

- 2 分 → ディスプレイを暗くする
- 5 分 → ディスプレイの電源を切る
- 15 分 → コンピューターをスリープ状態にする

- (6) 待機電力削減の徹底
 - ・ 退庁時はパソコンの電源を抜く、執務室内の電化製品（テレビ等）は主電源オフとすることを徹底する。
 - ・ 時間外の必要な箇所以外の消灯を徹底する。
- (7) 職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化
 - ・ 職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。
- (8) 庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請
 - ・ 自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を継続して要請する。

- (9) 庁舎・施設内の照明の間引き **【拡充】**
- ・ 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きを行う。
 - 》執務室内の照度を原則５００ルクスとする。
 - 》廊下、ロビーの更なる間引きを行うとともに、照明時間の短縮を行う。
- (10) クールビズの前倒し実施 **【拡充】**
- ・ クールビズを昨年よりさらに前倒しし５月１日から開始する。
(平成２３年度は５月１６日開始)
- (11) 時間外勤務縮減の取組強化 **【拡充】**
- ・ 期間中、各部局において時間外勤務の一層の縮減に取り組む。
 - ・ 毎週水曜日の定時退庁日とは別に、毎週金曜日を「省エネ・ノー残業デー」として設定するなど取組みを強化する。
 - ・ 執務時間終了後に、一斉消灯し職員の退庁を促す「全庁一斉消灯」を実施する（入所施設等、実施困難な職場を除く）。
 - ※実施日：７月２日～９月７日の期間中の
毎週水曜日（定時退庁日）
毎週金曜日（省エネ・ノー残業デー）
及び７月・８月第３週の「定時退庁推進週間」の毎日
- (12) グリーンカーテンの導入 **【新規】**
- ・ 庁舎の温度上昇抑制を図るため、実施可能な施設において、職員の自主的な取組みとしてグリーンカーテンを導入する。
- (13) 給排気ファンの稼働時間の短縮 **【新規】**
- ・ 庁舎内に設置している給排気ファンの稼働時間を短縮する（間欠運転の実施）。
- (14) マイボトル運動の推進 **【新規】**
- ・ 電気ポット等の使用を抑制するため、マイボトル運動（水筒、タンブラーなどの飲料容器（マイボトル）を持参する運動）を推進する。
- (15) 県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施 **【新規】**
- ・ 県有施設等において、再生可能エネルギー導入、省エネ対策をできる限り早期に実施し、今夏又は今年度全体を通じた電力需要の抑制に最大限取り組む。

（表９）再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施の状況

	当初計画	変更後
総合庁舎照明設備改修工事	平成24年9月未完了予定	平成24年8月未完了予定
信号機のＬＥＤ化	10月検収開始 ～12月事業完了（例年）	8月検収開始 ～9月末事業完了を目指す
道路照明のＬＥＤ化	平成25年3月未完了予定	平成24年12月未完了予定
県営公園照明のＬＥＤ化	平成25年3月未完了予定	平成24年12月未完了予定
県立学校８校への 太陽光発電設備導入	平成25年3月完了予定	平成25年１～3月完了予定

【ピークカット対策】

- (1) 本庁行政棟における昼休み時間の変更 **【新規】**
 - ・ 7月2日～9月7日の期間中、本庁行政棟において現在 12 時～13 時に設定している昼休み時間を、電力消費量のピーク時間帯である 13 時～14 時に変更する。県民サービスへの影響を考慮し、出先機関は対象外とする。
- (2) 県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施 **【新規】**
 - ・ 県有施設それぞれの業務実態に応じ、効果的な対策を実施する。

(表 10) 各施設におけるピークカット対策例

施設	内容
県立工業高校等	可能な範囲での実験時間の変更
九州歯科大学	
福岡女子大学	
福岡県立大学	
農業総合試験場	計測機器等の使用時間の変更
森林林業技術センター	
水産海洋技術センター	
県営公園	公園内噴水等修景施設の運転停止
浄化センター	汚水ポンプ・送風機・汚泥処理の運転時間の変更 換気・空調設備の運転時間の削減
北九州勤労青少年文化センター	利用者の状況に応じた室内照明・外灯、空調機器稼動停止
福岡県工業技術センター	乾燥機など機械設備の使用時間帯の調整

- (3) コピー機・プリンターの使用台数の削減 **【新規】**
 - ・ ピーク時間帯（13 時～17 時）における執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則 1 台とする。
- (4) 電気ポット等の使用停止 **【新規】**
 - ・ ピーク時間帯（13 時～17 時）における電気ポット等の使用を停止する。

(5) 更なるピークカット対策の実施（電力逼迫警報発令時） **【新規】**

- ・ 政府により「電力逼迫警報」が発令された場合（予想使用率97%超過）、更なるピークカット対策を講じる。

》自家発電設備の活用が可能な県有施設において、九州電力からの運転依頼に基づき、自家発電設備を稼働させる。

》県民の利用を目的とした県有施設においても、利用実態に応じた対策を講じる。

（表 11）各施設における電力逼迫警報発令時の対策例

施設	検討内容
アクロス福岡	・ シンフォニーホール、イベントホールの入場時等に点灯する客席電灯の主催団体への出力削減依頼（20%削減） ・ 本番前設営作業時の間接照明の消灯 ・ エスカレーターの使用状況に応じた段階的な停止 ・ トイレのエアータオルの使用停止
クローバープラザ	・ イベント設営作業時の間接照明の消灯 ・ エレベーターの使用状況に応じた段階的な停止 ・ トイレのエアータオルの使用停止
福岡県工業技術センター	・ 実験の可能な範囲での速やかな中止、あらたな実験の延期 ・ 外来者の機器利用時間の調整

(6) 県有施設における九州電力との節電割引契約の締結 **【新規】**

- ・ 電力需給逼迫回避を目的に、県有施設のうち契約電力500kW以上の施設は、可能な範囲で九州電力とスポット負荷調整契約を締結する。契約電力500kW未満の施設は、原則全施設、最大需要電力調整割引メニューを導入する。

（注）「スポット負荷調整契約」（契約電力500kW以上の施設が対象）

- ・ 今夏（7月～9月）に電力の需給逼迫が予想される場合に、九州電力からの依頼に基づき、可能な時間帯（1時間単位）に電力負荷の調整を行う。
調整実績に応じて10月分の電気料金から割引かれる。

「最大需要電力調整割引メニュー」

（高圧受電の契約電力500kW未満の施設が対象）

- ・ 節電により、本年8月・9月分の最大需要電力が前年同月分の値を下回った場合に、下回った分の電力に応じた割引額が10月分の電気料金から割引かれる。

(取組み3) 事業者における節電対策

取組み3-① 基本的な考え方

- (1) 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間(8月13日～8月15日を除く)の平日9時～20時」においては、事業者に対して「昨夏並み(▲7%節電実績)またはそれ以上」の可能な範囲での節電対策を要請する。
特に13時～17時(ピーク時間帯)においては、さらに▲3%程度以上の積極的な節電対策を要請する。
- (2) 病院や鉄道など公共性の高い部門や産業部門の事業者においては、その機能維持や生産活動に支障のない範囲での節電を要請する。
- (3) 上記の期間以外についても、経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策(照明・空調機器等の節電など)を要請する。

取組み3-② 事業者における取組み

- (1) 表12の「3つの節電基本アクション」に加え、表13の「業種毎の節電対策事例」を参考に、節電対策に取り組むことを要請する。

(表12) 事業者に推奨する事業所における3つの節電基本アクション

節電メニュー		節電効果(削減率) (オフィスビルの場合)
照明	照明を半分程度間引きする。	13%
照明	使用していないエリアの消灯を徹底する。	3%
空調	室内温度を28℃とする。	4% (+2℃の場合)

参考) 経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、ご高齢の方や体調に不安のある方はお気をつけください。

(表 13) 事業者における業種毎の節電対策事例

(事業者の節電対策例 1) オフィスビル

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%
空調	執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)
	使用していないエリアは空調を停止する。	2%
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%

(事業者の節電対策例 2) 卸・小売店（百貨店・ドラッグストアなど）

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリア（事務所、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%
空調	店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)
冷凍冷蔵	業務用冷凍冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%

(事業者の節電対策例 3) 食品スーパー

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	11%
	使用していないエリア（事務所、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%
空調	店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	1% (+2℃の場合)
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%
冷凍冷蔵	業務用冷凍冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	5%

（事業者の節電対策例４） 医療機関（病院、診療所など）

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	４％
	使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	４％
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	１％
	使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	１％
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	１％

（事業者の節電対策例５） ホテル・旅館

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	１３％
空調	使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	１％
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を２８℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、２８℃より若干引き上げる）。	１％ （＋２℃の場合）

（事業者の節電対策例６） 飲食店

（ファミリーレストラン、居酒屋、ファーストフード店など）

節電メニュー		設備毎の節電効果
照明	使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	４０％
空調	店舗の室内温度を２８℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、２８℃より若干引き上げる）。	８％ （＋２℃の場合）
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	３％

※飲食店は営業形態ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

（事業者の節電対策例 7） 学校（小中高）

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	16% (約4割減の場合)
	点灯方法や使用場所を工夫しながら、体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%

（事業者の節電対策例 8） 製造業

節電メニュー		機械・設備毎の 節電効果
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—
空調	工場内の温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	6% (+2℃の場合)
生産設備	不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—
	電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。	7%
ユーティリティ設備	使用側の圧力を見直すことにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。	8% (単機における 0.1MPa 低減時)
	コンプレッサの吸気温度を低減する。 (設置場所の室温と外気温を見合いする。)	2% (単機における 吸気温度10℃低減時)
	負荷に応じて、コンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(コンプレッサ5台システムでピーク負荷60～80%の場合)	9%
	インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。(弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し、全圧が80%となった場合)	15%
	冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(利用側の状況を確認しながら冷水出口温度を7℃→9℃に変更した場合)	8%

※製造業は種別ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

参考) 経済産業省資料

取組み 3-③ 事業者に対する周知

- (1) 業界団体を通じ、本節電対策方針を事業者に周知徹底する。
- (2) 「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者配布する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (3) 県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者へ節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

取組み 3-④ 事業者における節電対策に対する県の取組支援

【セミナー等の開催】

- (1) セミナー等の開催により、効果の高い節電対策や事業者の取組事例等の情報提供を行う。
 - ・「省エネ講座」の集中的な開催（環境部）
（平成 24 年 6 月～9 月 計 14 回開催予定）
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
 - ・事業者を対象とした節電セミナーの開催（商工部）
（平成 24 年 6 月 14 日開催予定）
＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6680）＞
 - ・事業者を対象とした省エネ・節電セミナーの開催（環境部）
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

【相談対応及び専門家派遣】

- (1) 財団法人福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会で県内事業者からの相談に対応する。
＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6680）＞
＜問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会（092-622-8780）＞
- (2) 一般財団法人九州環境管理協会で、節電に関する専門的な相談に対応する。
＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞
- (3) 事業者の求めに応じ、省エネの専門家を派遣しアドバイスを行う。
＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞

【省エネ機器や設備等の導入支援】

- (1) 省エネ設備、自家発電装置、高効率照明等の導入について低利融資等を行う。

○福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の概要

- ・融資限度額 : 4,000 万円以内
- ・融資期間 : 10 年以内
- ・利率 : 1.3%

＜問い合わせ先：県庁 循環型社会推進課 リサイクル係（092-643-3372）＞

○小規模企業者等設備導入資金の概要

(設備資金貸付)

- ・貸付金額 : 25 万円～6,000 万円 (設備資金の 1 / 2)
- ・貸付利率 : 無利息
- ・貸付期間 : 7 年以内

(設備貸与)

- ・貸与額 : 100 万円～8,000 万円
- ・貸付利率 : 割賦販売 年 1.55%～3.05%
リース 年 1.343%～3.025%
- ・貸付期間 : 7 年以内

＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6322）＞

○長期経営安定資金の概要

- ・融資限度額 : 1 億円以内
- ・利率 : 5 年以内 1.7%
: 5 年以上 1.8% (平成 24 年 4 月 1 日現在)
- ・保証料率 : 0.25%～1.77%

※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。

- ・融資期間 : 10 年以内 (据置 2 年以内)

＜問い合わせ先：県庁 中小企業経営金融課 金融係（092-643-3424）＞

- (2) 県庁ホームページを活用し、国の補助制度（ビル等におけるエネルギー管理システム導入補助等）、に関する情報発信を行う。

【その他】

- (1) 環境認証（エコアクション 21）取得の支援を行う。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

(取組み4) 県民(家庭)における節電対策

取組み4-① 基本的な考え方

- (1) 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間(8月13日～8月15日を除く)の平日9時～20時」においては、県民に対し「昨夏並み(▲7%節電実績)またはそれ以上」の可能な範囲での節電対策を要請する。

特に13時～17時(ピーク時間帯)においては、さらに▲3%程度以上の積極的な節電対策を要請する。

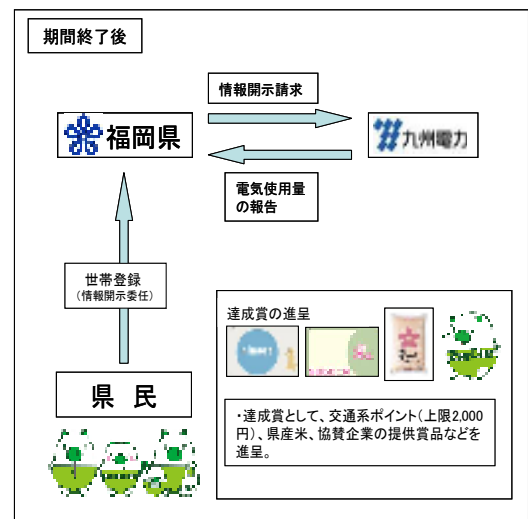
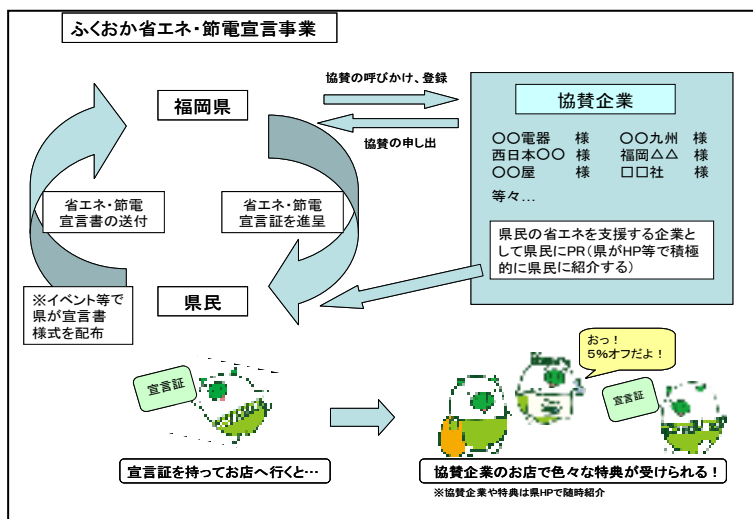
- (2) 上記の期間以外についても、家庭生活に支障が生じない範囲で自主的な節電対策(照明・エアコン等の節電など)を要請する。

取組み4-② 「ふくおか省エネ・節電県民運動」の実施

(平成24年6月1日～9月30日)

<問い合わせ先: 県庁 環境保全課 地球温暖化対策係 (092-643-3356) >

- (1) 省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、省エネ・節電宣言証(携帯ストラップ)を進呈し、協賛企業で商品の割引などの特典を付与する。
- (2) 前年よりも電気使用量を削減した家庭に、抽選で県産米または今夏の新たな特典メニューとして交通系ポイントを進呈する。
- (3) 九州電力と連携し、省エネ・節電宣言を行った世帯からの電力使用量の報告手続きを効率化する。



取組み4－③ 県民（家庭）における取組み

- (1) 表14の「5つの節電基本アクション」を中心に、それぞれの家庭で実施できる節電対策に取り組むことを要請する。（その他の取組み事例は、表15を参照）

（表14）県民に推奨する家庭における5つの節電基本アクション

節電メニュー		削減効果（削減率）
エアコン	室温28℃を心がける。	10% (設定温度を2℃上げた場合)
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。	2%
照明	日中は不要な照明を消す。	5%
テレビ	テレビ画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。	2% (省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合)
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 使わない機器はプラグを抜く。	2%

参考）経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温28℃にとらわれず、体調を考えながら室温の設定をしてください。

（表15）県民に推奨するその他の節電アクション

節電メニュー		削減効果（削減率）
温水洗浄便座	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。 上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	いずれかの対策により 1%未満
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
エアコン	フィルターを定期的（2週間1回程度）に掃除する。	—
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を空けて設置する。	—
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る。	—
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめ洗いをする。	—
パソコン	省電力設定を活用する。	—
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換する。 昼間のピーク時はモップやほうきを使う。	—
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てる。 外出や旅行による節電。	—

参考）経済産業省資料

取組み４－④ 県民（家庭）に対する周知等

- (1) 県広報紙（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に本節電対策方針の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- (2) 「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (3) 節電期間中の大半が夏休みであることを踏まえ、「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を、学校を通じて児童・生徒へ周知を図る。
- (4) 地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (5) 県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。
＜問い合わせ先：県庁 県民情報広報課 広聴係（092-643-3103）＞
- (6) 県庁ホームページを活用し、国の補助制度（住宅用太陽光発電、民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。
- (7) 気温や湿度の高い日には、熱中症で健康を害することのないよう、県庁ホームページを始めとした県の広報媒体を活用し、熱中症の予防に関する情報発信を行うとともに、市町村においても熱中症の予防について住民に周知を行ってもらうように依頼する。
＜問い合わせ先：県庁 健康増進課 保健事業係（092-643-3270）＞
- (8) 福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）
＜問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）＞

（取組み 5） 県民・事業者への速やかな情報提供

- (1) 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する各種情報を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。

（表 16） 主な県広報媒体

広報媒体名		掲載予定等
福岡県だより （全戸配布広報紙）		7月号（6月15日～7月15日配布）に記事を掲載予定
ふくおか県政だより （新聞定期広告）		6月号（6月17日）に記事を掲載予定
福岡県から のお知らせ	テレビ	6月から7月に広報予定 RKB「ふくおか見聞録」（土曜 18:54～19:00） TNC「フレッシュ！ふくおか県」（日曜 8:55～9:00） TVQ「それ行け！ふくおか探検隊」（金曜 20:54～21:00）
	ラジオ	7月上旬から8月上旬に放送予定 FM福岡「福岡県だより」（月曜・木曜 9:30～9:35）
県庁ホームページ		〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
ふくおかエコライフ 応援サイト		〈URL〉 http://www/ecofukuoka.jp/
メールマガジン 「めるふく」		6月、7月、8月に1回ずつ掲載予定

・ 街頭キャンペーンの実施

九州経済産業局、福岡県、福岡市、九州電力の共同で街頭キャンペーンを実施し、節電意識の向上を図る。

日時：平成24年7月2日（月） 9:00～10:00

場所：博多駅北口

・ 多言語による情報提供（電力需給逼迫時）

需給逼迫情報について、多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）での提供を行う。

県の主な多言語広報媒体

（財）福岡県国際交流センターホームページ

福岡県留学生サポートセンターホームページ

（取組み 6） 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- (1) 市町村及び関係団体に本節電対策方針の周知を図り、県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- (2) 節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電対策に取り組むことや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。
- (3) 市町村が運営するごみ発電施設（15ヶ所、最大出力計 156,280kW）に対し、電力供給の確保に向けた協力を要請する。
 - ・ ピーク電力需要等に応じた発電を実施する。
 - ・ 対応可能な範囲でメンテナンス実施時期を変更する。

（取組み 7） その他の取組み

(1) 電力供給の確保に向けた取組み

県企業局が運営する水力発電所「大淵発電所（最大出力 7,500kW、八女市）」「木屋発電所（最大出力 6,000kW、八女市）」、「ちくし発電所（最大出力 550kW、那珂川町）」、及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）が運営する R D F（ごみ固形化燃料）発電「大牟田リサイクル発電所（最大出力 20,600kW、大牟田市）」からの電力供給の確保に努める。

(2) 緊急時対応

- ・ 電力需給逼迫時には、県の広報媒体（ホームページ等）による情報発信を行うとともに、市町村・関係団体等へ速やかに情報提供を行い、事業者・県民等に緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請する。
- ・ 翌週に電力需給が逼迫する可能性がある場合
 - ① “でんき予報”が出た当日（木曜日）に、緊急節電対策本部作業部会を招集し、関係団体等を通じた周知活動を実施。
 - ② 市町村へ情報提供を行い、県民・事業者等への周知を依頼。
 - ③ 県においてプレスリリースを行い、県民・事業者等に対し節電対策の徹底を要請。
- ・ 「電力需給逼迫警報」が発令された場合
 - ① 県民・事業者に対し、緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請。
 - ② 九州電力に対し、電力供給力の確保に向けた取組みを再度要請。
 - ③ 「電力需給逼迫警報」が発令された後速やかに、緊急節電対策本部会議を招集。関係団体・出先機関等への周知徹底。
 - ④ 電話、電子メール、福岡県防災・行政情報通信ネットワークにより市町村へ情報提供。県民・事業者等への周知徹底を依頼。
 - ⑤ 県においてプレスリリースを行い、県民・事業者等に対し緊急節電対策を要請。

5. 大規模停電・計画停電に対応できる危機管理体制の構築

【危機管理体制の構築】

- (1) 発電所のトラブルによる大規模停電の発生など、万一に備え、各部局の役割や市町村、関係機関への連絡体制を明確にし、県民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行う体制を構築する。

福岡県停電対策本部の設置

《設置基準》

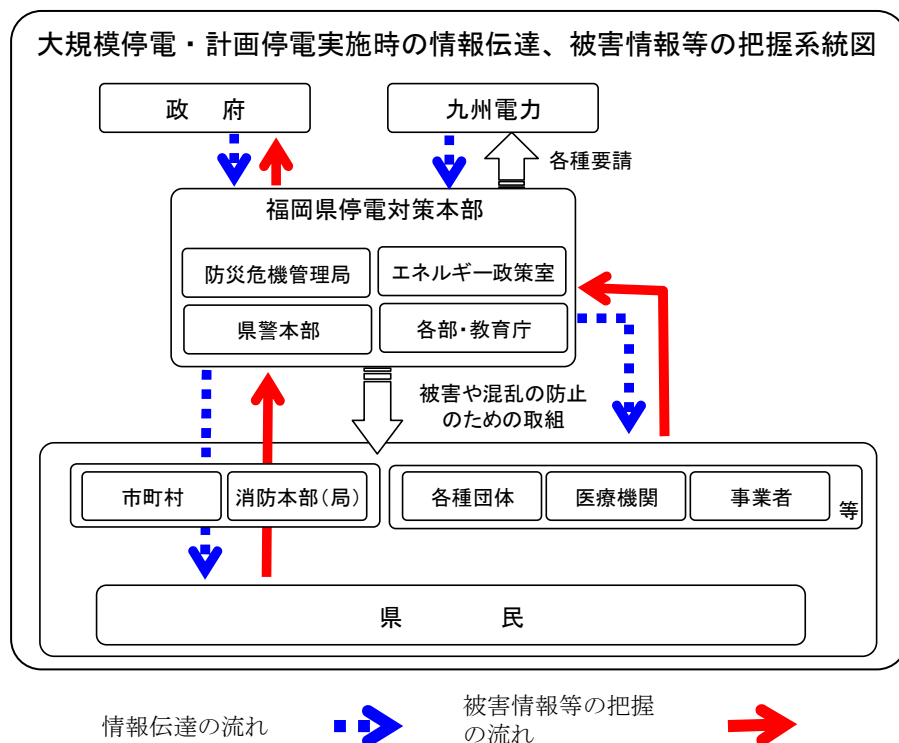
- ・福岡県内で計画停電が実施される場合
- ・福岡県内で大規模停電が発生した場合

《体制》

- ・本部長：知事
- ・本部員：副知事、各部長、会計管理者、企業局長、教育長、県警本部長、防災危機管理局長、企画・地域振興部次長の職にある者

《役割》

- ・市町村、関係機関等に対する計画停電等の情報伝達
- ・被害の最小化、混乱の防止に向けた各種対策の実施
- ・停電に伴って発生した被害情報の把握



※計画停電（輪番停電）

大規模な電源の脱落等万が一の場合に、電気事業者が、特定の地域・時間において、計画的に停電を行うこと。

※大規模停電

複数の市町村の地域を含む広範囲な地域における停電で、速やかに復旧し、被害及び社会的影響がほとんど認められない見込みのものを除いたもの。

【具体的対策の準備】

- (1) 大規模停電・計画停電時対応マニュアルの作成
 - ・大規模停電・計画停電時対応マニュアルを整備し、県民の生命・健康の保持やライフライン機能の確保、交通インフラの維持など危機管理対応の徹底を図る。
- (2) 医療機関等の入院患者、入所者、及び人工呼吸器等使用の在宅療養患者など、生命や身体の保全に電力を必要とする県民の生活に支障が生じないよう、次の取組を行う。
 - ・県、医療機関、社会福祉施設等それぞれの機関の役割を明確にし、地域の関係者の連携によって支援を行う。
 - ・人工呼吸器等使用の在宅療養患者などが利用する「手引き」を作成し、平時からの対応や大規模停電、計画停電が発生した場合の対応について明確にするとともに、「手引き」の周知徹底を図る。
 - ・高齢者福祉施設等に対し、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を参考に、電源不要な機器の設置や医療機関との連携などの準備を行うように周知徹底する。

本資料（福岡県節電対策方針）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

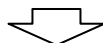
電話 092-643-3148

福岡県節電対策方針（平成24年度夏季）＜概要版＞

平成24年6月4日
福岡県緊急節電対策本部

1. 九州電力管内における今夏の電力需給見通し

(単位:万kW、発電端)	6月下旬	7月	8月	9月上旬
供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	46 (3.3%)	▲75 (▲4.6%)	▲60 (▲3.7%)	▲74 (▲4.6%)
最大電力需要	1,386	1,634	1,634	1,583
供給力	1,432	1,560	1,574	1,510



[上記に加え随時調整契約の発動による需要減(実効量24万kW)を見込んだ場合]

供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	—	▲51 (▲3.1%)	▲36 (▲2.2%)	▲50 (▲3.2%)
-----------------------	---	----------------	----------------	----------------

出典：九州電力(株)資料

2. 九州電力管内における節電目標

	0:00 ～ 9:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	20:00 ～ 24:00
平成24年7月2日～ 9月7日の平日 (8月13日～15日を除く)		使用最大電力を 平成22年比10%以上抑制 (九州電力管内の数値目標) 節電対策が特に 必要な時間帯			
平成24年9月10日～ 9月28日の平日		数値目標を設定しない 自主的な節電対策期間			

注1) 早朝(7時～9時)や夜(20時～25時)の時間帯においても、県民生活や経済活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する(全国共通の取組み)

注2) 夏季は、冷房の使用量が多くなる日中(13～17時頃)に需要のピークが発生

注3) 一昨年比10%以上の考え方

安定的な電力供給のためには、供給予備率として最低3%の確保が必要とされており、これを下回ると停電の恐れがある場合として、政府から「電力需給逼迫警報」が発令され、全ての需要家に対して一層の節電を要請することとされている。

8月の▲2.2%の供給力不足に対し、最低限必要な3%以上の供給予備率を確保するためには、需給両面の対策が5%程度以上必要となる。

これに対し、九州電力による広域的な電力会社間の協調などを含めた供給対策による2%の供給力増を見込み、需要家としては、「昨年夏における節電の取組みから、さらに▲3%程度以上」を目標とした節電が必要となる。

上記数値目標は、昨年夏、全体としてすでに▲7%程度の節電がなされていたことを踏まえると、特に節電を意識していなかった一昨年からは、全体として▲10%程度以上の節電に相当する。

3. 福岡県における節電対策の取組み

(1) 県から九州電力(株)への要請

- 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。
 - ・安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
 - ・本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。

- ・発電所のトラブルによる大規模停電・計画停電等に備え、予め想定される状況及び対応方針を県に説明するとともに、県民生活や県内経済活動に大きな影響が生じないように十分な準備を行うこと。

特に、政府の今夏の電力需給対策において、万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に影響をできる限り緩和することとされている施設については、事前に施設名を明示して影響緩和措置の内容に関する周知を十分に行い、県民が適切な対応をとれるよう最大限の取組みを行うこと。

(2) 県自らの率先した節電対策

ア 基本的な考え方

- 平成23年度の成果を踏まえ、平成24年7月～9月の電気使用量を一昨年比14%以上（昨年比3%以上）抑制することを目標とする。

全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、従来から取り組んでいる省エネルギー・節電対策を「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で強化・徹底するとともに、ピークカットに有効な対策に積極的に取り組む。

イ 具体的な取組み

- 省エネ・節電対策
 - ・空調管理の徹底（設定温度28℃の徹底）
 - ・時間外勤務縮減の取組強化（毎週水曜日の定時退庁日、毎週金曜日の省エネ・ノー残業デー、7・8月第3週：定時退庁推進週間に、全庁一斉消灯を実施（実施困難な職場を除く））
 - ・庁舎・施設内の照明の間引き（執務室内照度を原則500ルクスとする）
 - ・県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施 など
- ピークカット対策
 - ・本庁行政棟における昼休み時間の変更（12時～13時 → 13時～14時）
 - ・コピー機・プリンターの使用台数の削減、電気ポット等の使用停止
 - ・県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施
 - ・県有施設における九州電力との節電割引契約の締結 など

(3) 事業者における節電対策

ア 基本的な考え方

- 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」においては、事業者に対して「昨夏並み（▲7%節電実績）またはそれ以上」の可能な範囲での節電対策を要請する。
特に13時～17時（ピーク時間帯）においては、さらに▲3%程度以上の積極的な節電対策を要請する。
- 病院や鉄道など公共性の高い部門や産業部門の事業者においては、その機能維持や生産活動に支障のない範囲での節電を要請する。
- 上記の期間以外についても、経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・空調機器等の節電など）を要請する。

イ 事業者における取組み

- 「3つの節電基本アクション」に加え、業種毎の取組み事例を参考に、節電対策に取り組むことを要請する。

事業者におすすめする事業所における3つの節電基本アクション

節電メニュー		節電効果（削減率） （オフィスビルの場合）
照明	照明を半分程度間引きする	13%
照明	使用していないエリアの消灯を徹底する	3%
空調	室内温度を28℃とする	4%（設定温度を2℃上げた場合）

参考）経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、ご高齢の方や体調に不安のある方はお気をつけください。

ウ 事業者に対する周知

- 業界団体を通じ、本節電対策方針を事業者にも周知徹底する。

エ 事業者における節電対策に対する県の取組み・支援

- 省エネ・節電の具体的な事例等を紹介する「省エネ・節電セミナー」を開催
- 県内中小企業者からの省エネルギー・節電相談への対応
- 省エネ専門家の派遣による省エネに関する助言
- 省エネ設備、自家発電装置、高効率照明等の導入支援（低利融資） など

（4）県民（家庭）における節電対策

ア 基本的な考え方

- 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」においては、県民に対し「昨夏並み(▲7%節電実績)またはそれ以上」の可能な範囲での節電対策を要請する。
特に13時～17時（ピーク時間帯）においては、さらに▲3%程度以上の積極的な節電対策を要請する。
- 上記の期間以外についても、家庭生活に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・エアコン等の節電など）を要請する。

イ 「ふくおか省エネ・節電県民運動」の実施（平成24年6月1日～9月30日）

- 省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、省エネ・節電宣言証（携帯ストラップ）を進呈し、協賛企業で商品の割引などの特典を付与する。
- 前年よりも電気使用量を削減した家庭に、抽選で県産米または今夏の新たな特典メニューとして交通系ポイントを進呈する。
- 九州電力と連携し、省エネ・節電宣言を行った世帯からの電力使用量の報告手続きを効率化する。

ウ 県民（家庭）における取組み

- 「5つの節電基本アクション」を中心に、それぞれの家庭で実施できる節電対策に取り組むことを要請する。

県民におすすめする家庭における5つの節電基本アクション

節電メニュー		削減効果（削減率）
エアコン	室温28℃を心がける	10% （設定温度を2℃上げた場合）
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする	2%
照明	日中は不要な照明を消す	5%
テレビ	テレビ画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す	2% （省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合）

節電メニュー		削減効果（削減率）
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る 使わない機器はプラグを抜く	2 %

参考）経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温28℃にとらわれず、体調を考えながら室温の設定をしてください。

エ 県民（家庭）に対する周知等

- 県広報紙（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に本節電対策方針の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- 節電期間中の大半が夏休みであることを踏まえ、「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を、学校を通じて児童・生徒へ周知を図る。
- 気温や湿度の高い日には、熱中症で健康を害することのないよう、県庁ホームページを始めとした県の広報媒体を活用し、熱中症の予防に関する情報発信を行うとともに、市町村においても熱中症の予防について住民に周知を行ってもらうように依頼する。
- 県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。

（５） 県民・事業者への速やかな情報提供

- 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する各種情報を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。

（６） 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- 市町村及び関係団体に本節電対策方針の周知を図り、県の取組みを参考とした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- 節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電対策に取り組むことや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。
- 市町村が運営するごみ発電施設（15ヶ所、最大出力計 156,280kW）に対し、電力供給の確保に向けた協力を要請する

（７） その他の取組み

- 県企業局が運営する水力発電所（3ヶ所、最大出力計 14,050 kW）、県が出資する大牟田リサイクル発電所（最大出力 20,600kW、大牟田市）からの電力供給の確保に努める。
- 電力需給逼迫時には、県の広報媒体（ホームページ等）による情報発信を行うとともに、市町村・関係団体等へ速やかに情報提供を行い、事業者・県民等に緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請。

4. 大規模停電・計画停電に対応できる危機管理体制の構築

- 発電所のトラブルによる大規模停電の発生など、万一に備え、各部局の役割や市町村、関係機関への連絡体制を明確にし、県民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行う体制を構築する。
- 大規模停電の発生など、万一に備え、医療機関等の入院患者、入所者、人工呼吸器等使用の在宅療養患者など、生命や身体の保全に電力を必要とする県民に対する支援を行う。

平成 24 年 6 月 6 日
九州電力株式会社

「今夏の電力需給見通しと節電へのご協力のお願い」
に関する表現の一部見直しと解説の追加について

皆さまには、当社からの節電のお願いに対しまして、様々なご協力を賜り、御礼申し上げます。

当社は、原子力発電所の運転停止が継続する中、今夏の電力需給が極めて厳しい状況となることが予想されることから、「今夏の電力需給見通しと節電へのご協力のお願い」について公表いたしました。

(5 月 18 日お知らせ済み)

現在、お客さまへの訪問活動等を通して、節電のご協力についてお願いしているところです。

しかし、一部のお客さまから「国と当社の要請内容に表現の違いがあり、わかりにくい」等のご意見をいただいております。

こうしたご意見を踏まえ、別添のとおり表現の見直しを行い、あわせて解説を加えました。

今後とも節電へのご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

[] : 修正箇所

今夏の電力需給見通しと節電へのご協力のお願い

当社は、原子力発電所の運転停止が継続する中、供給力確保のため最大限の努力を行っているところです。しかしながら、今夏は、昨年より皆さまにご協力いただきました節電の効果を見込んだとしても、供給力が不足し、電力需給はきわめて厳しい状況となることが予想されます。

このため、需給ひっ迫が予想される、7月2日(月)から9月7日(金)の平日（お盆期間 8/13 から 8/15 を除く）の9時から20時について、一昨年比▲10%程度以上の**使用最大電力**の節電をお願い申し上げます。

また、上記の期間・時間帯以外につきましても、お客さまの生活や経済活動に支障のない範囲での節電に引き続きご協力をお願いいたします。

さらに、中部電力、北陸電力、中国電力の管内のお客さまには、九州の需給安定に向けて、節電にご協力を賜ることとなり、誠に申し訳ありませんが、この夏の節電に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当社は、今後も引き続き、電力の安定供給確保に向けて社員一丸となって取り組んでまいります。

お客さまにおかれましては、ご不便とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、今夏におきましても、節電へのご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

解 説

- このたびの当社からの節電のお願いは、「7月2日から9月7日の平日の9時から20時において、一昨年の使用最大電力から▲10%以上の節電」との国の要請内容にもとづくものです。
- お客さまのご協力により、昨夏の最大電力は九州全体として一昨年比▲7%程度の節電を達成できましたので、その取り組みをぜひ今夏も継続していただいたうえで、さらに▲3%程度以上の節電を加え、九州全体として最大電力の▲10%程度以上の節電が必要となります。特に気温が高く電力需要がピークに達する時間帯（九州では13時から17時）において、重点的な節電をお願いいたします。
- 節電目標を「使用最大電力の一昨年比▲10%程度以上」としているのは、昨夏における節電の取り組み実績がお客さまによって異なるため、公平性の観点から設定したものです。
- 個々のお客さまの例では、昨夏すでに▲10%以上の節電を達成されたお客さまは、ぜひその取り組みを今夏も継続していただき、また昨夏、九州平均の▲7%程度節電いただいたお客さまは、さらに▲3%程度以上、昨夏▲5%のお客さまは、さらに▲5%程度以上の節電へのご協力をお願いいたします。
- なお、病院や鉄道などのライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設等については、政府から個別に節電目標が示されておりますので、それに沿った対応をお願いします。

今夏の電力需給見通しと節電へのご協力のお願い

当社は、原子力発電所の運転停止が継続する中、供給力確保のため最大限の努力を行っているところです。しかしながら、今夏は、昨年より皆さまにご協力いただきました節電の効果を見込んだとしても、供給力が不足し、電力需給はきわめて厳しい状況となることが予想されます。

このため、需給ひっ迫が予想される、7月2日(月曜日)から9月7日(金曜日)の平日（お盆期間8月13日から8月15日を除く）の9時から20時について、ピーク需要を一昨年の実績から▲10%程度以上抑制する必要があります。

そのためには、同期間の9時から20時については、「昨夏並み(▲7%節電実績)またはそれ以上」の可能な範囲での節電をお願いします。

このうち、ピーク時間帯の13時から17時については、さらに「▲3%程度以上（昨夏の節電実績▲7%程度を含めると、一昨年からは▲10%程度以上）」の節電にご協力をお願いいたします。

また、上記の期間・時間帯以外につきましても、お客さまの生活や経済活動に支障のない範囲での節電に引き続きご協力をお願いいたします。

さらに、中部電力、北陸電力、中国電力の管内のお客さまには、九州の需給安定に向けて、節電にご協力を賜ることとなり、誠に申し訳ありませんが、この夏の節電に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当社は、今後も引き続き、電力の安定供給確保に向けて社員一丸となって取り組んでまいります。お客さまにおかれましては、ご不便とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、今夏におきましても、節電へのご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

ふくおか 省エネ節電 県民運動

6月～9月

エコストラップ



夏の省エネ・節電を宣言して、エコストラップをゲット！
協賛企業のお店でお得なサービスを受けよう！

県民運動の流れ

- ①宣言書（本チラシ裏面）又は県 HP（ふくおかエコライフ応援サイト）で、5 つの節電基本アクションの中から今年の取組を宣言します。
- ②宣言された皆様に、県からエコストラップを進呈します。
- ③ストラップを持ってお店へ行くと…
協賛企業のお店で色々な特典が受けられます！
協賛企業情報はこちら↓

ふくおかエコライフ応援サイト
(<http://www.ecofukuoka.jp>)

さらに！

- ④7月～9月の電気使用量を、前年と比較して削減できた方に、抽選で県産米や削減量に応じた交通系ポイント等をプレゼントします。
※抽選にあたっては、世帯の登録が必要です。

できるところからはじめてね！



福岡県地球温暖化対策
マスコットキャラクター「エコトン」

夏場は、エネルギー(電気など)の使用量が増える季節です。できることから省エネ・節電に努めましょう！

特に平成24年7月2日～9月7日（8月13日～15日を除く）の平日9時～20時の間、裏面の節電基本アクションを参考に、昨年並みまたはそれ以上の節電をお願いします。

その中でも電力需要がピークとなる13時～17時においては、一昨年比10%以上の積極的な節電をお願いします。

【協賛企業】

(平成24年6月現在)

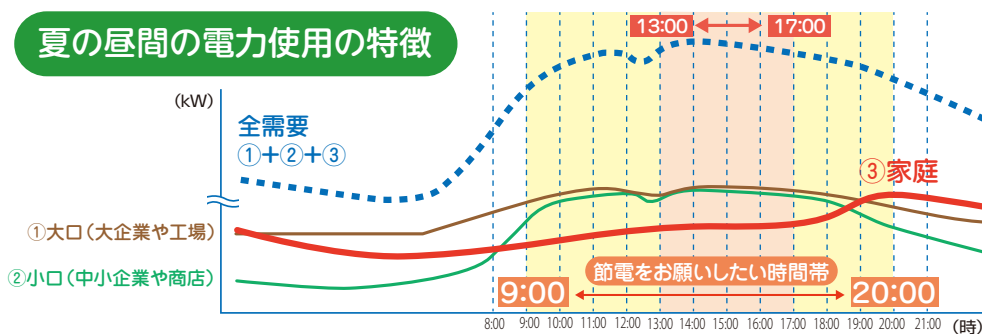
味のめんたい福太郎、アビスパ福岡株式会社、イオン九州株式会社、IKEA福岡新宮、一蘭、株式会社伊藤園、株式会社岩田屋三越、株式会社ウエスト、株式会社NTTドコモ九州支社、エフコープ生活協同組合、株式会社大賀薬局、花王カスタマーマーケティング株式会社、一般財団法人九州環境管理協会、KDDI株式会社、県営名島運動公園、コカ・コーラウエスト株式会社、西部ガス株式会社、シャープ福岡ビル、紳士服のフタタ、JAGグループ福岡、トヨタ自動車九州株式会社、株式会社トランドール、西日本鉄道株式会社、パナソニック株式会社 エコソリューションズ社、ひよ子本舗吉野堂、福岡ソフトバンクホークスマーケティング、福岡トヨタ自動車株式会社、福岡パルコ、ふく鯨本舗の三太郎「南区本店」、ベスト電器、ホームセンターGooDay、ロイヤルホールディングス株式会社、合資会社若竹屋酒造場



ふくおか省エネ・節電県民運動

この夏は次の**5つの節電基本アクション**を参考に、
できることから省エネ・節電に取り組んでください。

夏の昼間の電力使用の特徴



ご在宅の場合は、
13:00～17:00の
節電が特に重要です！

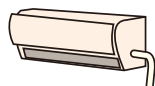
節電効果

取り組むもの
にチェック！

1

エアコン

室温は 28℃を心がけよう！



10%節電

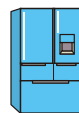
設定温度を 2℃
上げた場合



2

冷蔵庫

冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける
時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないように
しよう！



2%節電



3

照明

日中は不要な照明を消そう！



5%節電



4

テレビ

テレビ画面の輝度を下げ、必要な時以外は消そう！



2%節電

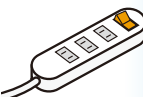
省エネモードに設
定し、使用時間を
2/3にした場合



5

待機電力

リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切ろう！
使わない電気機器のプラグを抜いて、待機電力を削減しよう！



2%節電



- 資源エネルギー庁資料を基に作成。節電効果は、在宅家庭の日中の最大使用時（約 1,200W）に対する削減率の目安です。
- 屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、ご高齢の方や体調に不安のある方はお気をつけください。
- 節電を意識するあまり、衛生面、安全面及び防犯面で不適切なものとならないようご注意ください。
- 家庭における省エネルギー・節電のご相談は…福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）へ（相談料：無料）

全部がんばる！

宣言書提出方法

下記のいずれかの方法で宣言書をご提出ください。

■携帯電話の場合

右のQRコードからアクセスして
ください。



■パソコンの場合

ふくおかエコライフ応援サイト

ふくおかエコライフ

検索

<http://www.ecofukuoka.jp>

■FAX、メール、郵送の場合

氏名:	世帯人数	人
	Tel:	()
Mail:		
住所: 〒 —		

※ご提出いただいた個人情報については、福岡県が厳正に管理し、本事業以外の目的には使用しません。

お問い合わせ先：福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL:092-643-3356
E-mail : chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

FAX:092-643-3357

上記 FAX 番号が繋がりにくい場合は、
FAX : 092-643-3365 又は FAX : 092-643-3377 まで

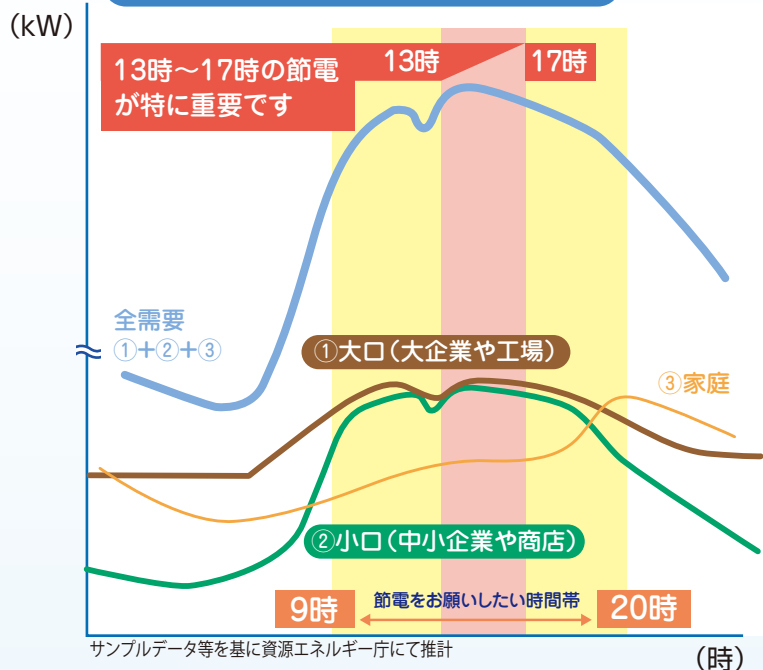
送信

今年の夏は電力需給の逼迫が予想されています。省エネ・節電にご協力ください。

ふくおか 省エネ・節電

県民運動(事業所編):6月～9月

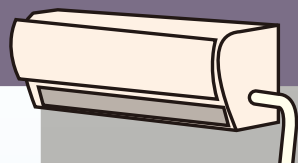
夏期平日の電力の使い方(イメージ)



● 節電の基本ポイント

空調

室内温度の管理徹底を



照明

照明の間引きを
不要時・場所の消灯徹底を



福岡県の
省エネ・節電支援施策
については裏面を
ご覧ください。

● その他の節電ポイント

照明	高効率蛍光灯やLEDへの更新
空調	外気取入量の調整
OA機器	離席時にスタンバイモード
冷凍・冷蔵	台数の限定、設定温度の見直し
コンセント動力	離席時にスタンバイモード 自動販売機の運転見直し
生産設備 ユーティリティ設備	不要・待機状態時の電源オフ 電気炉・電気加熱装置の断熱強化 コンプレッサの圧力低減 ポンプ・ファン等の台数制御、運転見直し
その他	デマンド監視装置の導入 操業シフト 需給調整契約によるピーク調整等

COOL
BIZ

■平成24年7月2日～9月7日(お盆期間を除く)の平日9時～20時は、昨夏並みまたはそれ以上の節電をお願いします。

■このうち、電力需要がピークとなる13時～17時は、一昨年比10%以上の積極的な節電をお願いします。

※上記の期間・時間帯以外も、経済活動に支障のない範囲での節電をお願いします。

※公共性の高い事業や産業部門の事業所は、機能維持や生産活動に支障のない範囲でのご協力をお願いします。

＊福岡県 (福岡県緊急節電対策本部)

福岡県は事業者の皆様の省エネ・節電の取組を支援しています。

今夏そして今後の対策実施に当たりぜひご活用ください。

企業向け省エネ・節電講座



電力需給や節電に関する基礎的知識や取組みやすい事例などを解説する「節電講座」と、個別設備の構造、特徴、運用改善や設備更新の手法、コスト削減効果などを解説する「省エネ講座」を県内各地で開催します。

**要申込、
参加無料**

	日 時	場 所
節電講座	6月22日(金)	粕屋総合庁舎
	6月26日(火)	福岡地域(未定)
	6月27日(水)	立岩公民館
	6月29日(金)	久留米総合庁舎
	7月3日(火)	宗像総合庁舎
	7月5日(木)	八女総合庁舎
	7月6日(金)	小倉総合庁舎
	7月11日(水)	行橋総合庁舎

	日 時	場 所
(空調) 省エネ講座	7月23日(月)	小倉総合庁舎
	7月25日(水)	八女総合庁舎
	7月27日(金)	福岡地域(未定)
(照明) 省エネ講座	9月4日(火)	久留米総合庁舎
	9月7日(金)	吉塚合同庁舎
	9月12日(水)	小倉総合庁舎

講座終了後は専門家による個別相談会を行います。

ご都合のよい会場にお越しください!

エコアクション21導入セミナー



環境マネジメントシステム「エコアクション21」の概要や構築のポイントを解説する説明会を開催します。

【久留米会場】

6月18日(月) 久留米商工会館

【福岡会場】

7月 4日(水) 吉塚合同庁舎

【北九州会場】

7月25日(水) ウェルとばた

8月24日(金) ウェルとばた

**要申込、
参加無料**

環境保全施設等整備資金融資



省エネ効果の高い設備や再生可能エネルギーを使用・供給する設備の導入等に対し、低利で資金を融資します。

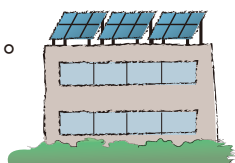
利 率：年 1.3%

限度額：4000 万円

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL 092-643-3372



省エネルギー相談事業

相談無料

省エネに関する相談窓口を開設しています。専門家を派遣し、現地相談のうえ、設備の運用や導入・更新についてアドバイスします。各種補助・支援制度も紹介します。



相談の流れ

申込

- 申込書を窓口メールまたはFAX
- 使用設備の確認、現地相談の日程調整

現地
相談

- 専門家による現地相談(半日程度)

回答

- 相談結果(助言等)を書面で回答
- 回答後も適宜フォロー

相談窓口

一般財団法人 九州環境管理協会

TEL: 092-662-0410

E-mail: oohira@keea.or.jp

※原則として、業種や規模は不問です。

※相談・回答後の追加相談にも応じます。

上記事業について、詳しくは
「ふくおかエコライフ応援サイト」で

<http://www.ecofukuoka.jp>

ふくおかエコライフ

検索

福岡県 環境部 環境保全課 地球温暖化対策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL: 092-643-3356

E-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp